

職業安定情報

申告しないと不正か？ 失業中の不動産投資

雇保


現在失業中で職を探しており、雇用保険から手当をもらっていますが、周囲からペナルティが厳しいと聞いているので、アルバイト等をしたときは必ず申告するように気を付けています。先日マンション投資をしている知人から「投資の収入も申告しないといけないか」と尋ねられました。「働いてもらったお金」ではないような気がします、実際どのように扱われるのでしょうか。



「労働の収入」でなく対象外

基本手当は、受給資格者が求職の申し込みをすることで受給できますが（雇保法13条）、失業していることが前提となるため、アルバイトや内職など一時的にでも就労して賃金を得た場合は、支給額から一定の額が減額されます。該当した際は公共職業安定所長への届出が必要で（同法19条）、これを怠ると以後基本手当を受けられなくなり（同法34条）、悪質な場合は支給額の最大3倍の額の返還・納付が命じられることもあります（同法10条の4）。

減額の対象は雇用に伴う給与のほか、自ら起業して得た収入も含まれます。一方、個人が行う株取引やマンション投資の収入は労働の対価ではなく、通常は対象外と考えられています。ただし、多数の部屋のオーナーだと不動産賃貸業を営んでいるとされる可能性もあるので、確認したほうが無難と思われます。

大量雇用変動届か 30人以上の離職者発生

労推


当社で希望退職を募集することになり、50人程度を見込んでいます。大量雇用変動の届出というのがあったと記憶していますが、ハローワークに届け出ることになるのでしょうか。



「再就職援助計画」を作成



労働施策総合推進法27条では、「大量の雇用変動の届出等」というタイトルで、事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生する場合、大量雇用変動の前に、ハローワークに届け出なければならないとしています。

一方、法24条では、事業規模の縮小等であって厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、再就職援助計画を作成し、ハローワークの認定を受けなければならない、この場合においては、法27条の届出をしたものとみなすと規定しています。

大量の雇用変動の届出が、事業規模の縮小だけでなく、その他の理由による離職も含めるのに対し、再就職援助計画は、経済的事情による事業規模の縮小等という違いがあります。

いずれも、1か月以内に30人以上の離職者が出る場合に必要手続きですが、対象にとる離職者には細かな違いがあります。希望退職の募集であれば、再就職援助計画で対応することになるでしょう。